

入札に際しての注意事項

1 入札書への記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 最低制限価格の適用

- (1) 本案件は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格が設定されるため、最低制限価格に満たない入札を行った者は落札者とならず、失格となる。
- (2) 入札金額が群馬県財務規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格であるもののうち、最低の価格をもって有効な入札書を提出した者を落札者とする。